

千葉市教育職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則及び千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

千葉市長 神谷俊一

千葉市規則第62号

千葉市教育職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則及び千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

(千葉市教育職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 千葉市教育職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年千葉市規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>[新設]</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、給与条例第20条の5第1項に規定する教育職員の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間</p>	<p>(校務の種類)</p> <p>第3条 <u>給与条例第20条の5第2項の規則で定める校務の種類は、次の各号に掲げる校務とする。</u></p> <p><u>(1) 学級を担任する校務(千葉市職員の給料の調整額に関する規則(昭和42年千葉市規則第36号)別表第1適用区分表勤務箇所の欄教育委員会の項に掲げる勤務箇所において、同表職員の欄に掲げる職員が従事するものを除く。以下「担任校務」という。)</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもの以外の校務</u></p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、給与条例第20条の5第1項及び第3項に規定する教育職員の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間</p>

勤務職員」という。)であるときは、その者の属する職務の級とする。)に対応する別表に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)にあってはその額に千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉市条例第8号

)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を、定年前再任用短時間勤務職員にあってはその額に同条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

[新設]

[新設]

勤務職員」という。)であるときは、その者の属する職務の級とする。)に対応する別表に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)にあってはその額に千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉市条例第8号。以下

「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を、定年前再任用短時間勤務職員にあってはその額に同条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

2 担任校務を分掌する者の義務教育等教員特別手当の月額は、前項に規定する別表に掲げる額に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 1学級につき、担任校務を分掌する者が1人の場合 3,000円

(2) 1以上の学級につき、担任校務を分掌する者が複数の場合(前号に該当する場合を除く。) 3,000円に当該学級の数を乗じて得た額を、当該担任校務を分掌する者の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(その額が3,000円を超えるときは3,000円)

3 担任校務を分掌する者に対する前項に規定する義務教育等教員特別手当額に加算(以下「担任加算」という。)は、担任校務を分掌するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、担任校務を分掌しなくなった日の属する月

<p>[新設]</p>	<p><u>(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。</u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、月の初日以外の日から新たに職員となった者であつて同日から担任校務を分掌することとなつたものに対する担任加算は同日から開始し、月の初日以外の日に離職した者に対する担任加算は同日をもって終わる。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>5 前項の規定による担任加算の額は、その加算が行われる月の初日から末日までの現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。</u></p>
<p>第4条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>2 給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表に掲げる額」とあるのは、「別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。</p>	<p>第5条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>2 給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同条中「別表に掲げる額」とあるのは、「別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。</p>

別表を次のように改める。

別表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給					
	1	1,300円	1,400円	2,400円	2,900円	4,700円
	2	1,300	1,400	2,400	2,900	4,700
	3	1,300	1,400	2,400	2,900	4,700
	4	1,300	1,400	2,400	2,900	4,700
	5	1,300	1,600	2,600	3,100	4,700
	6	1,300	1,600	2,600	3,100	4,700
	7	1,300	1,600	2,600	3,100	4,700
	8	1,300	1,600	2,600	3,100	4,700
	9	1,400	1,700	2,600	3,200	4,900
	10	1,400	1,700	2,600	3,200	4,900
	11	1,400	1,700	2,600	3,200	4,900
	12	1,400	1,700	2,600	3,200	4,900
	13	1,500	1,700	2,800	3,400	5,000
	14	1,500	1,700	2,800	3,400	5,000
	15	1,500	1,700	2,800	3,400	5,000
	16	1,500	1,700	2,800	3,400	5,000
	17	1,600	1,800	3,000	3,500	5,100
	18	1,600	1,800	3,000	3,500	5,100
	19	1,600	1,800	3,000	3,500	5,100
	20	1,600	1,800	3,000	3,500	5,100
	21	1,700	1,900	3,200	3,600	5,200
	22	1,700	1,900	3,200	3,600	5,200
	23	1,700	1,900	3,200	3,600	5,200
	24	1,700	1,900	3,200	3,600	5,200
	25	1,800	2,000	3,300	3,800	5,300
	26	1,800	2,000	3,300	3,800	5,300
	27	1,800	2,000	3,300	3,800	5,300
	28	1,800	2,000	3,300	3,800	5,300
	29	1,900	2,100	3,400	3,800	5,400
	30	1,900	2,100	3,400	3,800	5,400
	31	1,900	2,100	3,400	3,800	5,400
	32	1,900	2,100	3,400	3,800	5,400
	33	1,900	2,200	3,500	4,000	5,500
	34	1,900	2,200	3,500	4,000	5,500
	35	1,900	2,200	3,500	4,000	5,500
	36	1,900	2,200	3,500	4,000	5,500
	37	2,000	2,300	3,700	4,100	5,600
	38	2,000	2,300	3,700	4,100	5,600
	39	2,000	2,300	3,700	4,100	5,600
	40	2,000	2,300	3,700	4,100	5,600
	41	2,200	2,400	3,800	4,100	5,600
	42	2,200	2,400	3,800	4,100	5,600
	43	2,200	2,400	3,800	4,100	5,600
	44	2,200	2,400	3,800	4,100	5,600
	45	2,200	2,600	3,900	4,200	5,600
	46	2,200	2,600	3,900	4,200	5,600
	47	2,200	2,600	3,900	4,200	5,600

	48	2,200	2,600	3,900	4,200	5,600
	49	2,300	2,600	4,000	4,400	5,600
	50	2,300	2,600	4,000	4,400	
	51	2,300	2,600	4,000	4,400	
	52	2,300	2,600	4,000	4,400	
	53	2,400	2,800	4,000	4,400	
	54	2,400	2,800	4,000	4,400	
	55	2,400	2,800	4,000	4,400	
	56	2,400	2,800	4,000	4,400	
	57	2,400	3,000	4,100	4,600	
	58	2,400	3,000	4,100	4,600	
	59	2,400	3,000	4,100	4,600	
	60	2,400	3,000	4,100	4,600	
	61	2,500	3,200	4,200	4,700	
	62	2,500	3,200	4,200	4,700	
	63	2,500	3,200	4,200	4,700	
	64	2,500	3,200	4,200	4,700	
	65	2,600	3,300	4,400	4,700	
	66	2,600	3,300	4,400	4,700	
	67	2,600	3,300	4,400	4,700	
	68	2,600	3,300	4,400	4,700	
	69	2,600	3,400	4,400	4,800	
	70	2,600	3,400	4,400	4,800	
	71	2,600	3,400	4,400	4,800	
	72	2,600	3,400	4,400	4,800	
	73	2,700	3,500	4,500	4,900	
	74	2,700	3,500	4,500	4,900	
	75	2,700	3,500	4,500	4,900	
	76	2,700	3,500	4,500	4,900	
	77	2,800	3,700	4,700	5,000	
	78	2,800	3,700	4,700	5,000	
	79	2,800	3,700	4,700	5,000	
	80	2,800	3,700	4,700	5,000	
	81	2,800	3,800	4,700	5,100	
	82	2,800	3,800	4,700	5,100	
	83	2,800	3,800	4,700	5,100	
	84	2,800	3,800	4,700	5,100	
	85	2,800	3,800	4,700	5,100	
	86	2,800	3,800	4,700	5,100	
	87	2,800	3,800	4,700	5,100	
	88	2,800	3,800	4,700	5,100	
	89	2,900	3,900	4,700	5,200	
	90	2,900	3,900	4,700	5,200	
	91	2,900	3,900	4,700	5,200	
	92	2,900	3,900	4,700	5,200	
	93	3,000	4,000	4,800	5,200	
	94	3,000	4,000	4,800	5,200	
	95	3,000	4,000	4,800	5,200	
	96	3,000	4,000	4,800	5,200	
	97	3,100	4,100	5,000	5,200	

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

98	3, 100	4, 100	5, 000	5, 200
99	3, 100	4, 100	5, 000	5, 200
100	3, 100	4, 100	5, 000	5, 200
101	3, 100	4, 200	5, 000	5, 200
102	3, 100	4, 200	5, 000	
103	3, 100	4, 200	5, 000	
104	3, 100	4, 200	5, 000	
105	3, 200	4, 300	5, 000	
106	3, 200	4, 300	5, 000	
107	3, 200	4, 300	5, 000	
108	3, 200	4, 300	5, 000	
109	3, 200	4, 400	5, 100	
110	3, 200	4, 400		
111	3, 200	4, 400		
112	3, 200	4, 400		
113	3, 200	4, 400		
114	3, 200	4, 400		
115	3, 200	4, 400		
116	3, 200	4, 400		
117	3, 300	4, 500		
118	3, 300	4, 500		
119	3, 300	4, 500		
120	3, 300	4, 500		
121	3, 300	4, 600		
122	3, 300	4, 600		
123	3, 300	4, 600		
124	3, 300	4, 600		
125	3, 300	4, 700		
126	3, 300	4, 700		
127	3, 300	4, 700		
128	3, 300	4, 700		
129	3, 400	4, 700		
130	3, 400	4, 700		
131	3, 400	4, 700		
132	3, 400	4, 700		
133	3, 400	4, 700		
134	3, 400	4, 700		
135	3, 400	4, 700		
136	3, 400	4, 700		
137	3, 400	4, 700		
138	3, 400	4, 700		
139	3, 400	4, 700		
140	3, 400	4, 700		
141	3, 500	4, 700		
142	3, 500	4, 700		
143	3, 500	4, 700		
144	3, 500	4, 700		
145	3, 500	4, 800		
146	3, 500	4, 800		
147	3, 500	4, 800		

	148	3,500	4,800			
	149	3,500	4,900			
	150	3,500	4,900			
	151	3,500	4,900			
	152	3,500	4,900			
	153	3,500	4,900			
	154	3,500	4,900			
	155	3,500	4,900			
	156	3,500	4,900			
	157	3,500	4,900			
	158	3,500	4,900			
	159	3,500	4,900			
	160	3,500	4,900			
	161	3,500	4,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

(千葉県職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部改正)

第2条 千葉県職員の特殊勤務手当支給条例施行規則（昭和37年千葉市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当）</u></p> <p><u>第13条の2 条例第11条の2の規則で定める者は、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師で、次の各号に掲げるもの以外のものとする。</u></p> <p><u>（1）2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級（次号において「多学年学級」という。）において担当する授業の時間数が、その者が担当する授業の時間数の2分の1に満たない者</u></p> <p><u>（2）多学年学級において担当する授業の時間数が、1週間につき12時間に満たない者</u></p> <p>（夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当）</p> <p><u>第13条の3 条例別表第2（21）の項</u>の規則で定める者はその属する職務の級が千葉県職員の給与に関する条例（昭和26年千葉県条例第36号）別表第2の給料表の3級である者とし、同項の規則で定める額は日額1,500円とする。</p> <p>（支給額の減額、調整等）</p> <p>第21条 職員が2以上の手当の支給を受けることができることとなった場合に支給する手当の額は、当該手当のうち最も高い額の手当の額をもって、その者に支給する手当の額とする。ただし、条例第2条第7号（エックス線取扱手当に限る。）、第8号、第16号から第19号まで、第25号又は第29号に掲げる手当の支給を受けることとなる職員については、他の手当と併給することができる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>[削る]</p> <p>（夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当）</p> <p><u>第13条の2 条例別表第2（20）の項</u>の規則で定める者はその属する職務の級が千葉県職員の給与に関する条例（昭和26年千葉県条例第36号）別表第2の給料表の3級である者とし、同項の規則で定める額は日額1,500円とする。</p> <p>（支給額の減額、調整等）</p> <p>第21条 職員が2以上の手当の支給を受けることができることとなった場合に支給する手当の額は、当該手当のうち最も高い額の手当の額をもって、その者に支給する手当の額とする。ただし、条例第2条第7号（エックス線取扱手当に限る。）、第8号、第16号から第19号まで、第24号又は第28号に掲げる手当の支給を受けることとなる職員については、他の手当と併給することができる。</p> <p>2・3 [略]</p>

4 千葉市職員の給料の調整額に関する規則（昭和42年千葉市規則第36号）に基づいて給料の調整を受けている職員には、条例第2条第2号（身体障害者相談等業務手当に限る。）、第7号（エックス線取扱手当に限る。）、第8号、第17号から第19号まで及び**第29号**に掲げる手当以外の手当は支給しない。ただし、市長が特に承認した場合は、この限りでない。

4 千葉市職員の給料の調整額に関する規則（昭和42年千葉市規則第36号）に基づいて給料の調整を受けている職員には、条例第2条第2号（身体障害者相談等業務手当に限る。）、第7号（エックス線取扱手当に限る。）、第8号、第17号から第19号まで及び**第28号**に掲げる手当以外の手当は支給しない。ただし、市長が特に承認した場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。